

公 告

公 告 第 6 0 号
令和4年10月7日

分任契約担当官
陸上自衛隊小倉駐屯地
第366会計隊小倉派遣隊長 丹野 里紗

下記のとおり一般競争入札を実施します。

記

1 競争入札に付する事項

件 名	規 格	数 量 等
廃タイヤ屑売払い	別紙内訳書のとおり	

2 入札参加資格

- 予決令第72条第1項による有資格者で（令和04・05・06）年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」格付「C」以上の競争参加資格を有する者。ただし、契約担当官から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり当該状態が継続している業者でないこと。
- 取引業者は、自動車リサイクル法に基づく取引業者（各都道府県等登録業者）であること。

3 入札執行の場所及び日時

- 場 所：陸上自衛隊小倉駐屯地 会計隊入札室
- 日 時：令和4年10月25日（火）11時00分

4 現場確認

タイヤの品質等の確認が必要な場合は、令和4年10月7日（金）～令和4年10月24日（月）の期間において「16 問い合わせ先」に連絡されたい。

5 契約条項及び入札等参加者心得等を示す場所

陸上自衛隊小倉駐屯地第366会計隊小倉派遣隊契約班及び陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

6 落札決定方法：

- 総品目総額（消費税抜き）とし、最高額入札者を落札者とする。なお、落札となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 総品目総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 引取（引渡）及び代金納付期限

- 引取（引渡期限）：代金納付の日から5日以内（令和4年12月2日（金）までに搬出）
- 代金納付期限：令和4年12月2日（金）

9 搬出場所

陸上自衛隊小倉駐屯地

10 入札保証金

免 除 ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

11 契約保証金

免 除 ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

12 入札の無効

- 入札参加資格のない者、又は参加制限されている者が行った入札
- 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。

- (3) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合。
- (4) その他入札に関する条項に違反した入札

1 3 契約書等の作成

落札決定後、契約書を作成する。

1 4 公告の掲示場所

第366会計隊小倉派遣隊、第366会計隊(福岡)、第366会計隊飯塚派遣隊(飯塚)、北九州商工会議所及び陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ

(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu-fin/index.htm>)

1 5 その他

- (1) 入札関係委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 郵便による入札の場合は、令和4年10月24日(月)12時00分までに必着すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (3) 資格審査結果通知書の写しを入札前迄に提出すること。
- (4) 契約条項・入札等心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨を入札書に付記するものとする。
- (5) 当該物品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
- (6) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (7) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (8) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (9) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。

1 6 問い合わせ先

入札に関する事項 陸上自衛隊小倉駐屯地 第366会計隊小倉派遣隊 契約班(担当: 川添 カワゾエ)

TEL 093-962-7681(内347)

FAX 093-962-2719(直通)

物品に関する事項 陸上自衛隊小倉駐屯地 業務隊 補給科 管理官倉庫(担当: 重本 シゲモト)

TEL 093-962-7681(内373)

FAX 093-962-2719(直通)